

松くい虫等防除事業請負
入札説明資料
(仙台・川崎地区)

総合評価落札方式

令和8年3月2日

仙台森林管理署

松くい虫等防除事業請負契約書

- 1 事業名 松くい虫等防除事業請負（仙台・川崎地区）
- 2 事業場所 宮城県柴田郡川崎町支倉字上赤沢山国有林 63 林班い 3 小班外
- 3 事業量 別紙 1 のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 6 月 19 日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	回以内	第 38 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
	中間前金払		第 35 条第 3 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

8 特約事項

別紙 2 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月2日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目 15 番 1 号

分任支出負担行為担当官

仙台森林管理署長

飯島 康夫

印

請負者 住所

氏名

印

事業内訳書

番号	作業種	林小班	面積 (ha)	本数 (本)	幹材積 (m3)	枝条材積 (m3)	材積合計 (m3)	事業期間	森林 事務所	備考
1	伐倒駆除	63 い3	0.01	1	0.56	0.03	0.59	契約締結日の翌日から 令和8年6月19日まで	川崎	
2		63 は2	0.02	2	1.23	0.06	1.29			
3		66 へ2	0.01	1	0.59	0.03	0.62			
4		70 い3	0.03	3	1.46	0.07	1.53			
5		41 は3	0.01	1	0.45	0.02	0.47		仙台	
6		83 い	0.19	19	13.95	0.70	14.65			
7		83 に	0.05	5	3.06	0.15	3.21			
8		83 り1	0.01	1	0.89	0.04	0.93			
9		83 ぬ	0.01	1	0.85	0.04	0.89			
10		83 る	0.06	6	5.04	0.25	5.29			
11		83 イ	0.03	3	1.57	0.08	1.65			
12		83 ロ2	0.07	7	4.10	0.21	4.31			
13		83 ト2	0.16	16	7.68	0.38	8.06			
14		86 い	0.11	11	6.37	0.32	6.69			
15		86 ろ	0.06	6	3.30	0.17	3.47			
16		86 は1	0.01	1	0.09	0.00	0.09			
17		87 り1	0.01	1	0.76	0.04	0.80			
18		88 ろ1	0.12	12	3.63	0.18	3.81			
19		88 ほ	0.01	1	0.87	0.04	0.91			
20		90 ろ2	0.09	9	6.94	0.35	7.29			
21		90 は1	0.02	2	0.85	0.04	0.89			
22		91 ろ3	0.01	1	0.66	0.03	0.69			
23		91 は1	0.24	24	16.60	0.83	17.43			
24		91 は2	0.01	1	0.85	0.04	0.89			
25		91 は3	0.06	6	2.06	0.10	2.16			
26		92 い1	0.46	46	23.83	1.19	25.02			
27		92 い2	0.34	34	13.31	0.67	13.98			
28		92 い3	1.21	121	90.77	4.54	95.31			
29		90 は2	0.03	3	1.70	0.09	1.79			
30		92 ろ3	0.02	2	1.61	0.08	1.69			
31		92 は2	0.01	1	1.07	0.05	1.12			

事業内訳書

番号	作業種	林小班	面積 (ha)	本数 (本)	幹材積 (m3)	枝条材積 (m3)	材積合計 (m3)	事業期間	森林 事務所	備考
32	伐倒駆除	92 に1	0.77	77	36.27	1.81	38.08	契約締結日の翌日から 令和8年6月19日まで	仙台	森林施業上の理由により、 着手時期については監督 職員の指示に従うこと。
33		92 に2	0.14	14	9.31	0.47	9.78			
34		92 に3	0.95	95	91.88	4.59	96.47			
35		92 イ2	0.09	9	5.31	0.27	5.58			
36		92 ホ	0.09	9	2.32	0.12	2.44			
37		98 い	1.86	186	100.61	5.03	105.64			
38		99 に	0.23	23	7.49	0.37	7.86			
39		99 ほ	0.01	1	0.37	0.02	0.39			
40		99 ヘ1	0.02	2	1.03	0.05	1.08			
41		80 ろ1	0.01	1	0.57	0.03	0.60			
小計			7.65	765	471.86	23.58	495.44	使用材料 ・カーバムナトリウム塩液剤の場合：372.00リットル以上 ・生分解性被覆くん蒸シート(30m×4m)：114巻以上		
1	枯損木処理	63 は1	0.01	1	0.85	0.04	0.89	契約締結日の翌日から 令和8年6月19日まで	川崎	
2		63 は2	0.10	10	3.43	0.17	3.60			
3		66 ヘ2	0.04	4	1.71	0.09	1.80			
4		70 い3	0.12	12	4.69	0.23	4.92			
5		83 い	0.02	2	0.80	0.04	0.84		仙台	
6		83 り2	0.01	1	1.12	0.06	1.18			
7		83 ロ2	0.01	1	0.13	0.01	0.14			
8		83 ト2	0.01	1	0.13	0.01	0.14			
9		91 は1	0.01	1	1.47	0.07	1.54			
10		41 ろ	0.02	2	0.64	0.03	0.67			
11		90 は2	0.04	4	1.89	0.09	1.98			
12		99 に	0.05	5	1.68	0.08	1.76			
小計			0.44	44	18.54	0.92	19.46			

事業内訳書

番号	作業種	林小班	面積 (ha)	本数 (本)	幹材積 (m3)	作業期間	森林 事務所	備考
1	伐倒くん蒸	83 い	0.01	1	0.30	契約締結日の翌日から 令和8年6月19日まで	仙台	
2		83 る	0.01	1	0.43			
	小計		0.02	2	0.73			
3	伐倒くん蒸 (伐根)				0.06	契約締結日の翌日から 令和8年6月19日まで	仙台	
	小計				0.06			
	計		0.02	2	0.79	使用材料 ・カーバムナトリウム塩液剤の場合:1.50リットル以上 ・生分解性被覆用くん蒸シート(30m×4m):0.16巻以上		
1	枯損木処理	63 い5	0.01	1	0.04	契約締結日の翌日から 令和8年6月19日まで	川崎	
2		63 ろ3	0.01	1	0.12			
3		63 は2	0.01	1	0.21			
4		66 ぬ	0.01	1	0.41			
5		70 い3	0.05	5	0.61		仙台	
6		83 り2	0.01	1	0.05			
7		83 口2	0.01	1	0.19			
8		87 ほ1	0.03	3	1.06			
	計		0.14	14	2.69			

特約事項（保護事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

松くい虫等防除事業請負（仙台・川崎地区）

伐倒駆除 作業条件因子表

記入 番号	林班	面積 (ha)	本数 (本)	立木材積 (m3)	立木材積 ＋ 枝条材積 (m3)	伐木造 材 作業条	被害木 移動距離 (km)	人員輸送 車 片道距離 (km)
1	63い3	0.01	1	0.56	0.59	中	—	13.0
2	63は2	0.02	2	1.23	1.29	中	—	13.0
3	66へ2	0.01	1	0.59	0.62	中	—	6.5
4	70い3	0.03	3	1.46	1.53	中	—	3.1
5	41は3	0.01	1	0.45	0.47	中	—	3.9
6	83い	0.19	19	13.95	14.65	中	—	3.7
7	83に	0.05	5	3.06	3.21	中	—	6.0
8	83り1	0.01	1	0.89	0.93	中	—	5.2
9	83ぬ	0.01	1	0.85	0.89	中	—	5.6
10	83る	0.06	6	5.04	5.29	中	—	6.0
11	83イ	0.03	3	1.57	1.65	中	—	3.7
12	83口2	0.07	7	4.10	4.31	中	—	5.8
13	83ト2	0.16	16	7.68	8.06	中	—	3.7
14	86い	0.11	11	6.37	6.69	易	—	2.2
15	86ろ	0.06	6	3.30	3.47	易	—	2.2
16	86は1	0.01	1	0.09	0.09	易	—	2.2
17	87り1	0.01	1	0.76	0.80	易	—	9.9
18	88ろ1	0.12	12	3.63	3.81	易	—	8.8
19	88ほ	0.01	1	0.87	0.91	易	—	10.8
20	90ろ2	0.09	9	6.94	7.29	易	—	8.0
21	90は1	0.02	2	0.85	0.89	易	—	8.0
22	91ろ3	0.01	1	0.66	0.69	易	—	6.9
23	91は1	0.24	24	16.60	17.43	易	—	6.9
24	91は2	0.01	1	0.85	0.89	易	—	6.9
25	91は3	0.06	6	2.06	2.16	易	—	5.4
26	92い1	0.46	46	23.83	25.02	易	—	6.2
27	92い2	0.34	34	13.31	13.98	易	—	5.6
28	92い3	1.21	121	90.77	95.31	易	—	5.9
29	90は2	0.03	3	1.70	1.79	易	—	8.0
30	92ろ3	0.02	2	1.61	1.69	易	—	5.6
31	92は2	0.01	1	1.07	1.12	易	—	5.9
32	92に1	0.77	77	36.27	38.08	易	—	5.6
33	92に2	0.14	14	9.31	9.78	易	—	5.8
34	92に3	0.95	95	91.88	96.47	易	—	6.5
35	92イ2	0.09	9	5.31	5.58	易	—	5.6
36	92ホ	0.09	9	2.32	2.44	易	—	5.6
37	98い	1.86	186	100.61	105.64	易	—	6.2
38	99に	0.23	23	7.49	7.86	易	—	4.4
39	99ほ	0.01	1	0.37	0.39	易	—	4.4
40	99へ1	0.02	2	1.03	1.08	易	—	4.4
41	80ろ1	0.01	1	0.57	0.60	中	—	3.7
計		7.65	765	471.86	495.44			

松くい虫等防除事業請負（仙台・川崎地区）

枯損木処理 作業条件因子表

記入 番号	林班	面積 (ha)	本数 (本)	立木材積 (m3)	立木材積 ＋ 枝条材積 (m3)	伐木造 材 作業条	被害木 移動距離 (km)	人員輸送 車 片道距離 (km)
1	63は1	0.01	1	0.85	0.89	中	—	13.0
2	63は2	0.10	10	3.43	3.60	中	—	13.0
3	66へ2	0.04	4	1.71	1.80	中	—	6.5
4	70い3	0.12	12	4.69	4.92	中	—	3.1
5	83い	0.02	2	0.80	0.84	中	—	3.7
6	83り2	0.01	1	1.12	1.18	中	—	5.2
7	83口2	0.01	1	0.13	0.14	中	—	5.8
8	83ト2	0.01	1	0.13	0.14	中	—	3.7
9	91は1	0.01	1	1.47	1.54	易	—	6.7
10	41ろ	0.02	2	0.64	0.67	中	—	3.9
11	90は2	0.04	4	1.89	1.98	易	—	8.0
12	99に	0.05	5	1.68	1.76	易	—	4.4
計		0.44	44	18.54	19.46			

ナラ枯れ防除(仙台・川崎地区)

伐倒くん蒸 作業条件因子表

記入 番号	林 小 班	傾 斜 補 正 緩-1 中-2 急-3	通 勤 補 正	
			人員輸送車 片道距離 (km)	徒歩往復 所要時間 (分)
1	83 い	2	5.8	8
2	83 る	2	6.0	16

枯損木処理 作業条件因子表

記入 番号	林 小 班	傾 斜 補 正 緩-1 中-2 急-3	通 勤 補 正	
			人員輸送車 片道距離 (km)	徒歩往復 所要時間 (分)
1	63 い5	2	13.0	8
2	63 ろ3	2	13.4	12
3	63 は2	2	13.0	1
4	66 め	2	7.4	5
5	70 い3	2	3.1	4
6	83 り2	2	5.2	4
7	83 口2	2	6.0	16
8	87 ほ1	1	7.9	4

松くい虫等防除事業
(仙台・川崎地区)
特記仕様書

記録写真仕様書

（写真の提出）

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

なお、提出部数については、2部とする。

（準備器材）

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

（写真撮影）

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。
ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所を撮影すればよいものとする。

（写真整理）

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ツ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(松くい虫防除)

伐倒駆除作業仕様書（くん蒸）

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりである。
- 3 契約後は事業計画書を提出するものとする。
- 4 該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色スプレー（一部赤スプレーの場合もある）または黄色テープ標示し、ナンバーテープを貼付しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 5 伐根は努めて低くすること。
- 6 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 7 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
- 8 伐倒した幹及び枝条はくん蒸用シート（生分解性シートを使用することとする）で被覆できるよう、長さ 1.8m 以内に切断し、枝条を下に幹を上集積すること。なお、これにより難い場合は監督職員の指示を受けること。
- 9 集積に当たっては、地面に接する面を小さくし十分な効果が得られるよう、枕材を下部に入れること。
- 10 集積した駆除材全体をシートで覆えるように準備し、片側をめくり上げ、飛び散らないように静かにまんべんなく薬剤を 1m³ 当たりカーバム剤の場合にあっては 1ℓ、カーバムナトリウム塩液剤の場合にあっては 0.75ℓ を駆除材上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。
- 11 被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。
- 12 薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任者名を表示すること。
- 13 使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。
- 14 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守り作業を行うこと。
- 15 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。

- 16 この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

(松くい虫防除)

薬剤仕様書

1 作業名 伐倒駆除

2 指定薬剤

- ①農林水産省農薬登録済であること。
- ②農薬の種類、有効成分、1 m³ 当たり使用量
カーバム剤 (N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム 50.0%)
被覆内容積 1 m³ 当たり 1,000 ml
又は
カーバムナトリウム塩液剤 (ナトリウム=メチルジチオカルバマート 40.0%)
被覆内容積 1 m³ 当たり 750 ml
若しくは
カーバムナトリウム塩液剤 (ナトリウム=メチルジチオカルバマート 42.0%)
被覆内容積 1 m³ 当たり 750 ml

③人畜毒性：普通物

④適用木名：松伐倒木

⑤適用害虫名：マツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリ（幼虫）

3 くん蒸箇所 別紙図面のとおり

4 その他

- ①特記仕様書のとおり
- ②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

(ナラ枯れ防除)

伐倒くん蒸作業仕様書

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりであり、該当立木（駆除対象木）については、別紙数量内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色ビニールテープで鉢巻き標示し、地際にナンバーテープ（秋田県、山形県用）又は赤スプレー（青森県、岩手県、宮城県用）で標示しているので全て伐倒すること。
止むを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 3 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 4 伐点は地上高 30 cm以下とし、ツル等を切除して伐採断面を平滑にしたうえ、薬剤が浸透しやすいようにチェーンソーで切れ込みを入れること（別紙のとおり）。
- 5 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
- 6 枝条部分は、長さ 50 cm程度に切断し、幹とは別に集積すること（くん蒸は要しない）。
- 7 伐倒した幹は、長さ 1.0m程度に切断し、薬剤が浸透しやすいようにチェーンソーで切れ込みを入れること（別紙のとおり）。
- 8 切断した幹の集積に当たっては、被覆時に破れが生じないように、端部を処理しておくとともに、切片もシート内に入るよう集積すること。また、地面に接する面を小さくし、くん蒸の効果が十分得られるよう、枕材を下部に入れること。なお、4で切除したツル等も併せてくん蒸すること。
- 9 伐根及び集積した幹は、全体をシート（生分解性でガスバリア性が高いシートを使用することとする。）で覆えるように準備し、片側をめくり上げ、飛び散らないように静かにまんべんなくカーバム剤の場合にあっては 1 m³ 当たり 1 l、カーバムナトリウム塩液剤の場合にあっては 1 m³ 当たり 0.75 lを上部にまき散らし、ただちにシートで被覆すること。
- 10 シートの継ぎ足しはしないこと。また、被覆時に万が一破れが生じた場合には、耐久性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
- 11 被覆処理中のシートが、風等で剥がれないようにシートの裾を土等で十分おさえること。
- 12 薬剤処理集積箇所には薬剤名、薬剤数量、処理年月日、薬剤処理材数量、作業責任者名を表示すること。
- 13 使用する薬剤は、適宜受払簿を作成し管理すること。
- 14 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守

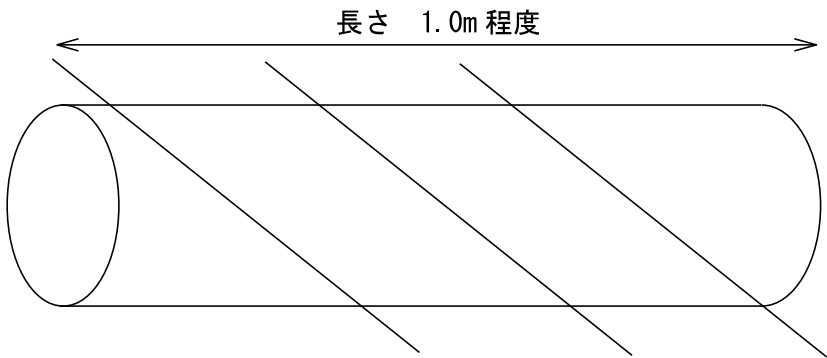
り作業を行うこと。

- 1 5 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理については、監督職員の確認を受け、請負者において必ず行うこと。
- 1 6 この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

別紙

切れ込みの深さは5 cm程度とする。

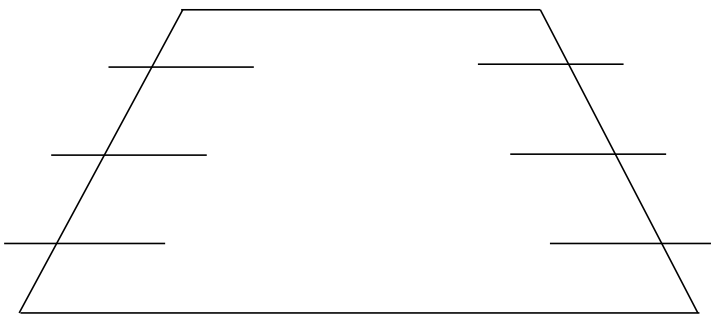
丸太



切れ込みは末口 30 cmまでは斜めに片側 3箇所
末口 30 cm以上は両側 3箇所ずつ

伐根部

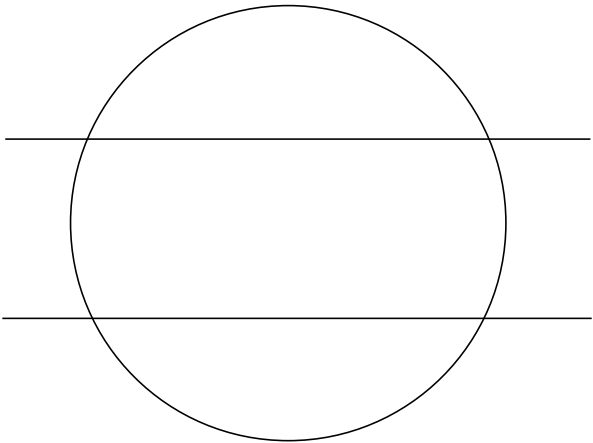
側面図



高さ 30 cm以下

左右 3箇所ずつ

平面図



上部 2箇所

(ナラ枯れ防除)

薬剤仕様書

1 作業名 伐倒くん蒸

2 指定薬剤

①農林水産省農薬登録済であること。

②農薬の種類、有効成分、1 m³ 当たり使用量

カーバム剤 (N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム 50.0%)

被覆内容積 1 m³ 当たり 1,000 ml

又は

カーバムナトリウム塩液剤 (ナトリウム=メチルジチオカルバマート 40.0%)

被覆内容積 1 m³ 当たり 750 ml

若しくは

カーバムナトリウム塩液剤 (ナトリウム=メチルジチオカルバマート 42.0%)

被覆内容積 1 m³ 当たり 750 ml

③人畜毒性：普通物

④適用木名：ナラ伐倒木

⑤適用害虫名：カシノナガキクイムシ

3 くん蒸箇所 別紙図面のとおりに

4 その他

①特記仕様書のとおりに

②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

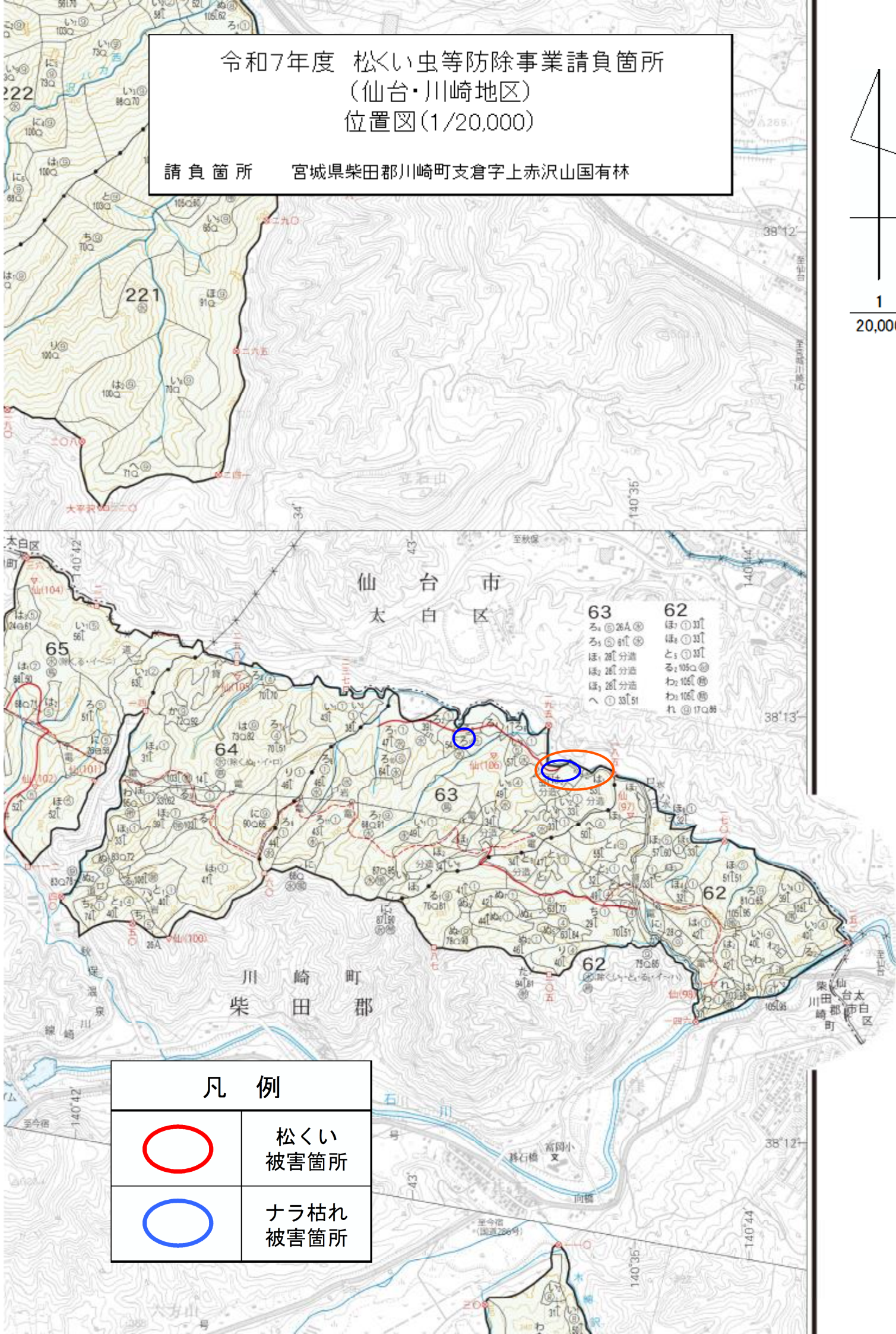
(共通)

枯損木処理作業仕様書

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所近づかないよう周知すること。
- 2 本作業の区域は別紙図面のとおりである。
- 3 契約後は事業計画書を提出するものとする。
- 4 該当立木（駆除対象木）については、別紙事業内訳書のとおりであるが、標示については、胸高部に黄色スプレー（一部赤スプレーの場合もある）または黄色テープで標示し、ナンバーテープを貼付しているので、全て伐倒すること。やむを得ず支障木として伐倒しなければならない立木が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 5 伐根は努めて低くすること。
- 6 該当立木（駆除対象木）を伐倒する場合は、伐倒木の状態、周囲の地形等を十分考慮し、かかり木にならないようにすること。
- 7 集積箇所は、歩道等入林者の通行する箇所及び沢付近等で処理材の流出の恐れのある場所を避けるとともに、傾斜地等の集積で滑落等の恐れのある場合は、杭などにより防止処置を講じること。
- 8 伐倒した幹及び枝条は、長さ 1.8m 以内に切断し、枝条を下に幹を上を集積すること。なお、これにより難しい場合は監督職員の指示を受けること。
- 9 この仕様書により難しい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けること。

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県柴田郡川崎町支倉字上赤沢山国有林



凡 例

	松くい 被害箇所
	ナラ枯れ 被害箇所

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/5,000)

請負箇所 宮城県柴田郡川崎町支倉字上赤沢山国有林

凡 例



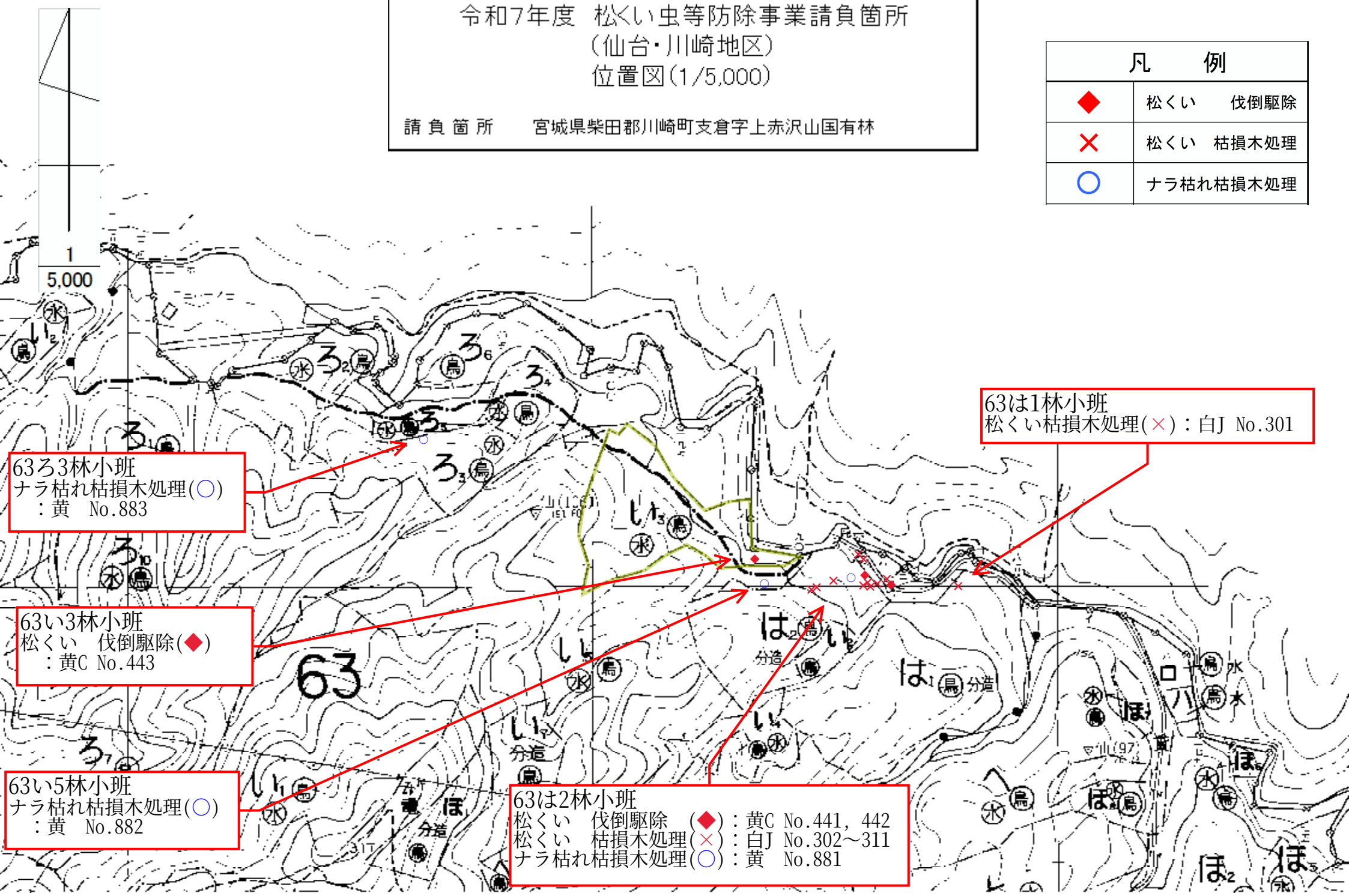
松くい 伐倒駆除



松くい 枯損木処理



ナラ枯れ枯損木処理



63ろ3林小班
ナラ枯れ枯損木処理(○)
：黄 No.883

63は1林小班
松くい枯損木処理(×)：白J No.301

63い3林小班
松くい 伐倒駆除(◆)
：黄C No.443

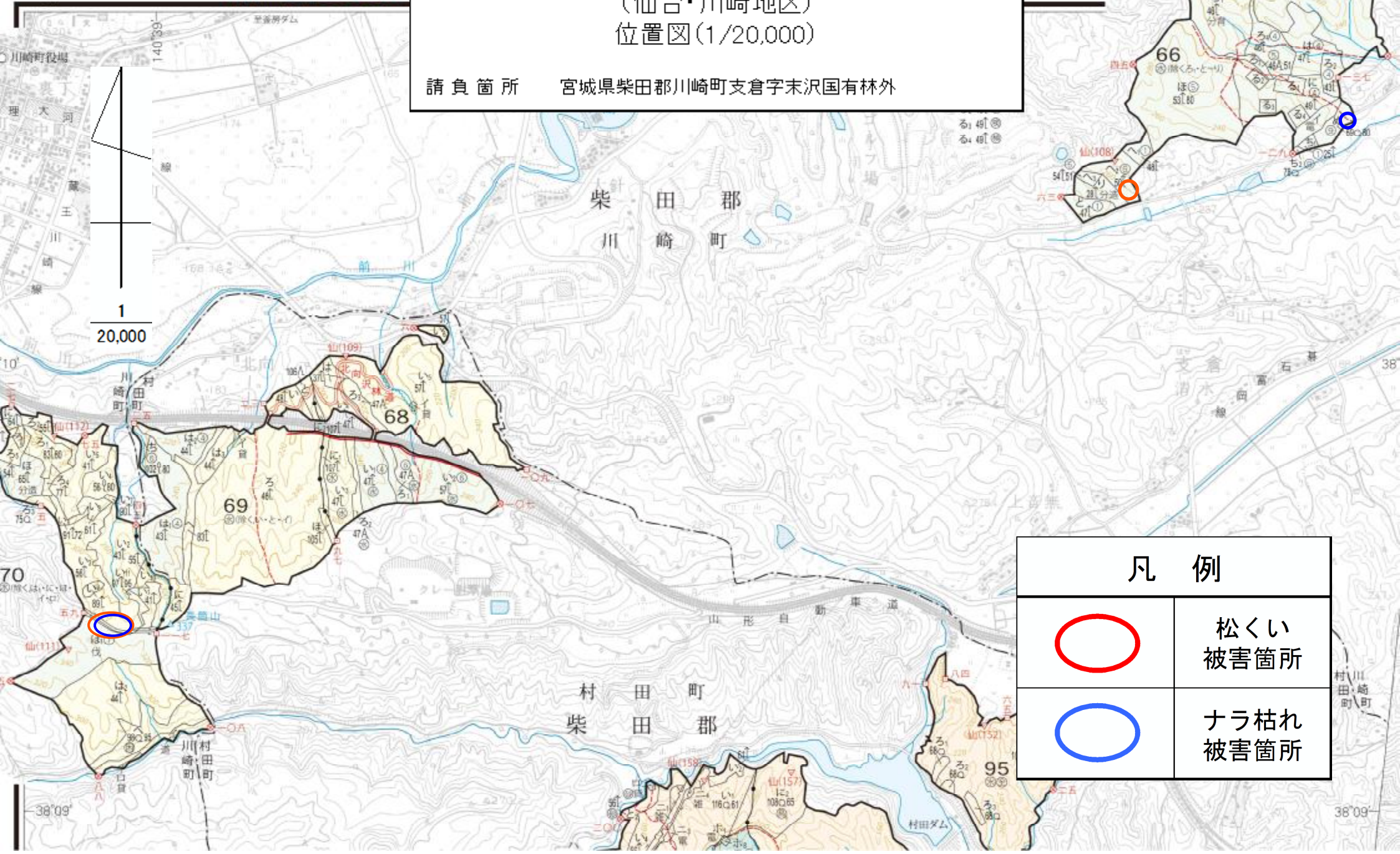
63い5林小班
ナラ枯れ枯損木処理(○)
：黄 No.882

63は2林小班
松くい 伐倒駆除 (◆) : 黄C No.441, 442
松くい 枯損木処理 (×) : 白J No.302~311
ナラ枯れ枯損木処理 (○) : 黄 No.881

図面は貴重な資料です。
有効に使用しましょう。

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県柴田郡川崎町支倉字末沢国有林外



凡 例



松くい
被害箇所



ナラ枯れ
被害箇所

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/5,000)

請 負 箇 所 宮城県柴田郡川崎町支倉字末沢国有林

66へ2林小班
松くい 伐倒駆除(◆)：黄C No.431
松くい 枯損木処理(×)：白J No.291～294



凡 例



松くい 伐倒駆除



松くい 枯損木処理



ナラ枯れ枯損木処理

66ぬ林小班
ナラ枯れ枯損木処理(○)：黄 No.871

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/5,000)

請負箇所 宮城県柴田郡川崎町前川字合所山国有林

69

1
5,000

70

長岡山
337.68

は

は₂

70い3林小班
松くい 伐倒駆除 (◆) : 黄C No.421~423
松くい 枯損木処理 (×) : 白J No.271~282
ナラ枯れ枯損木処理 (○) : 黄 No.861~865

凡 例



松くい 伐倒駆除



松くい 枯損木処理



ナラ枯れ枯損木処理

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林

凡例

事業範囲

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林

凡例

事業範囲

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林

凡例

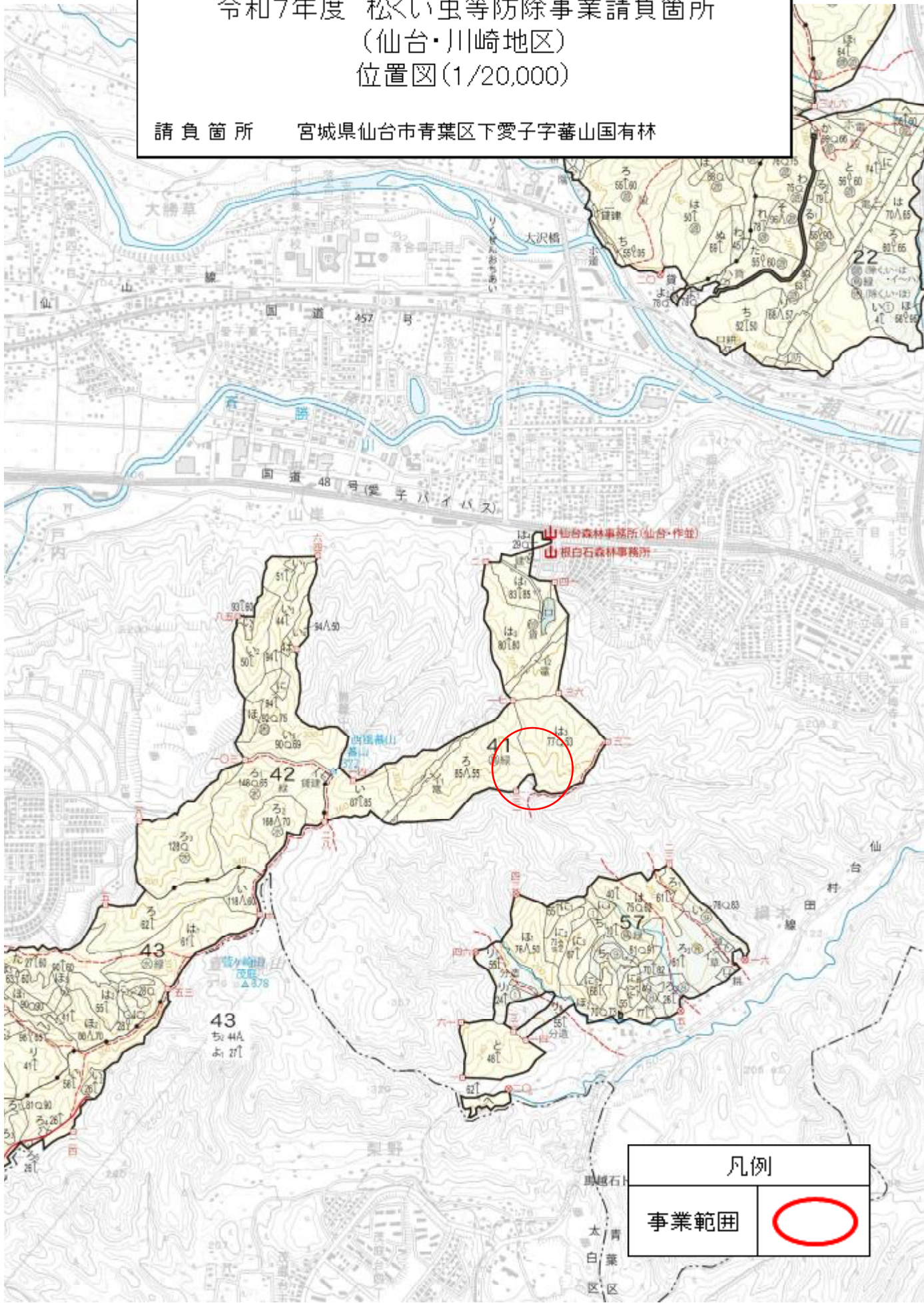
事業範囲

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林

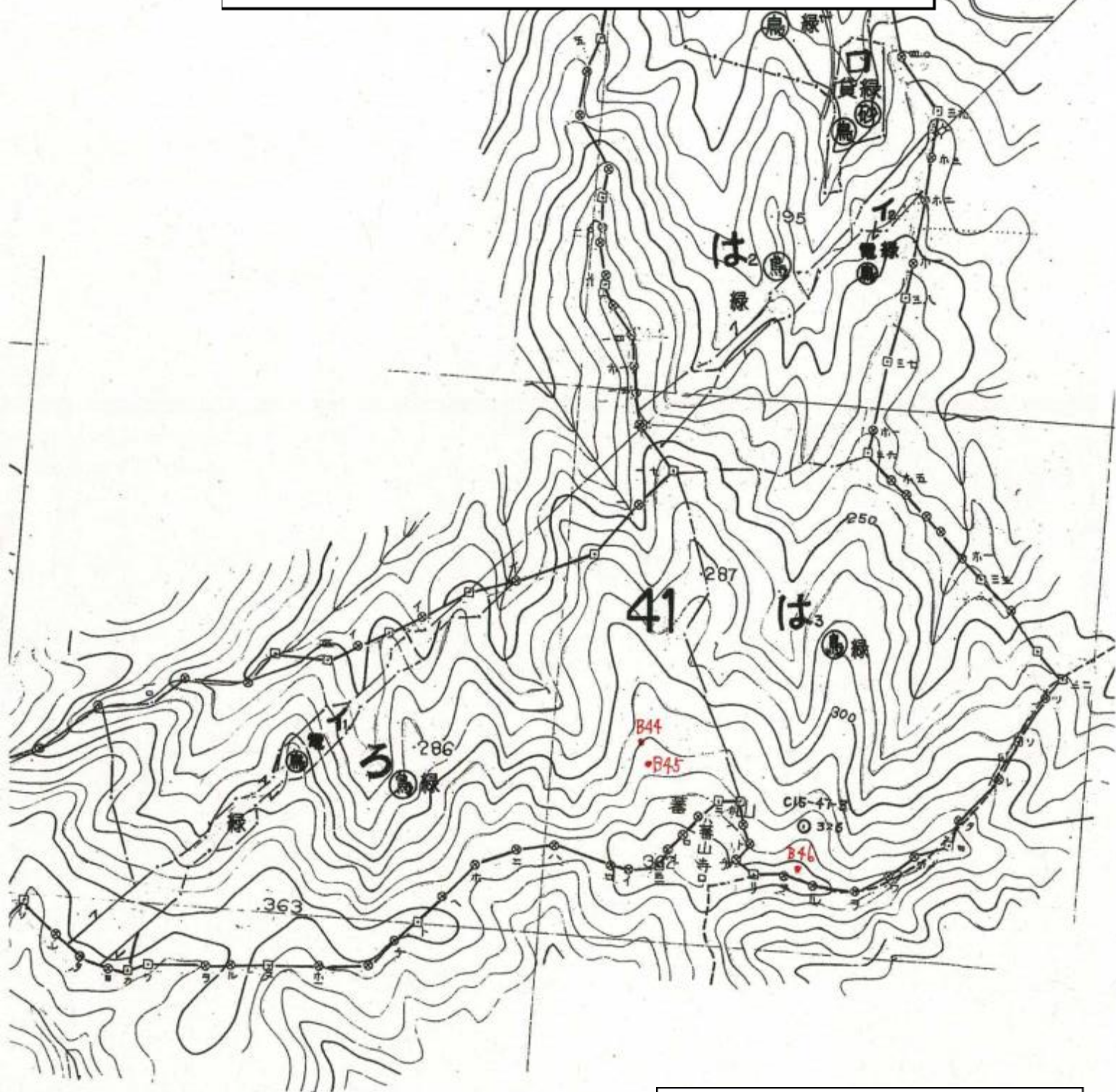
凡例

事業範囲



令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/5,000)

請負箇所 宮城県仙台市青葉区下愛子字蕃山国有林



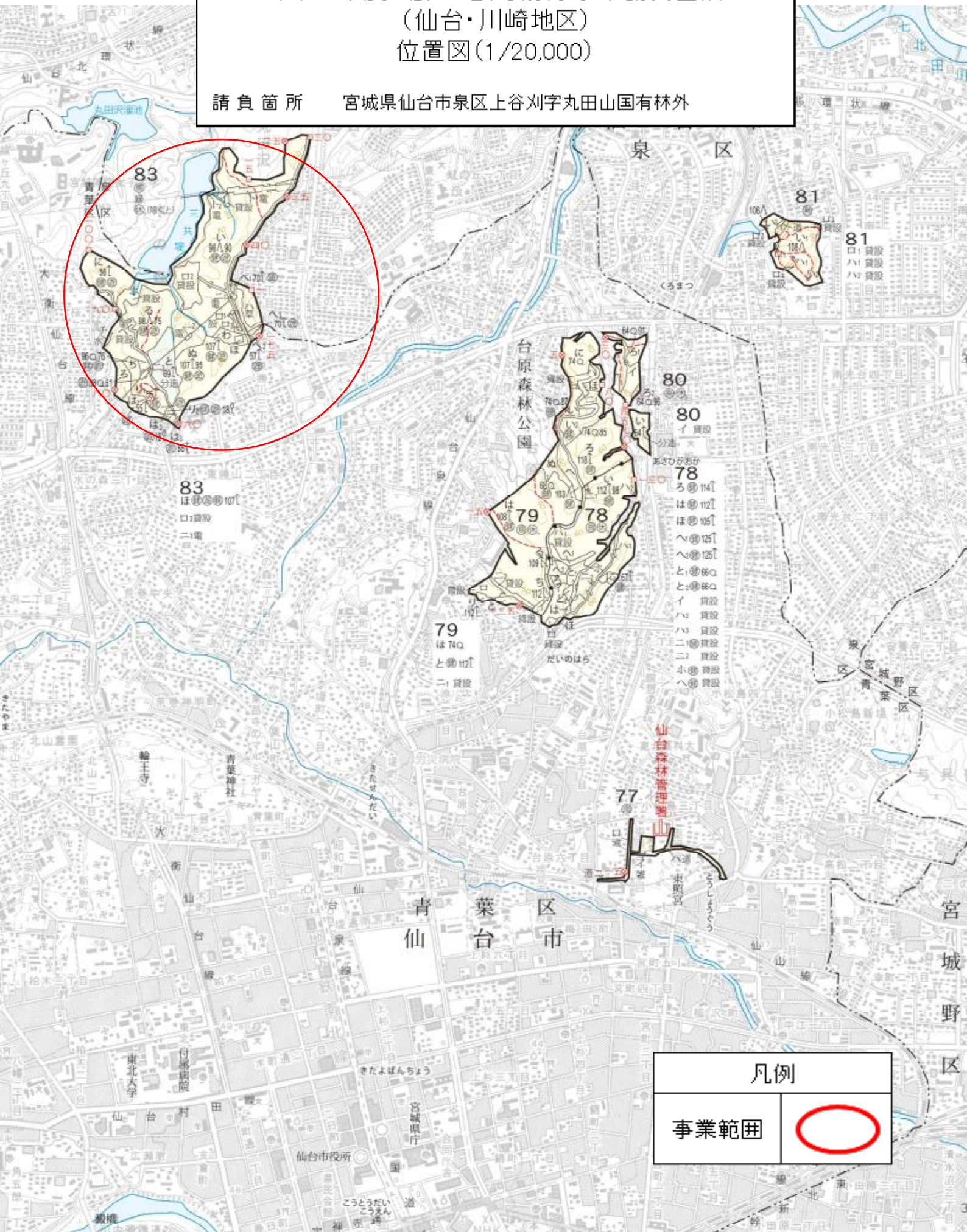
凡例

松くい・ナラ枯れ防除 被害調査木

No.テープ
番号 ●

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県仙台市泉区上谷刈字丸田山国有林外

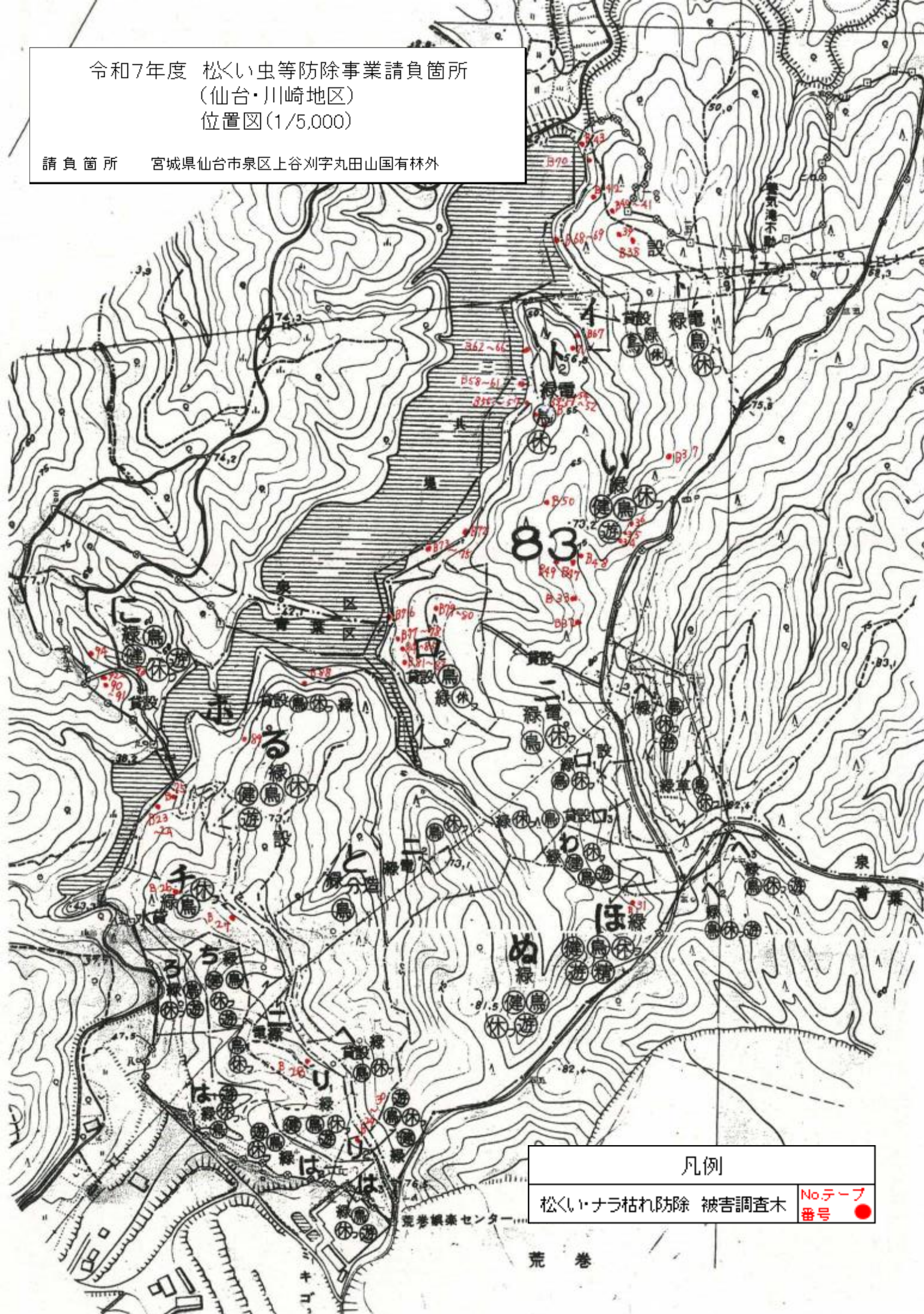


凡例

事業範囲

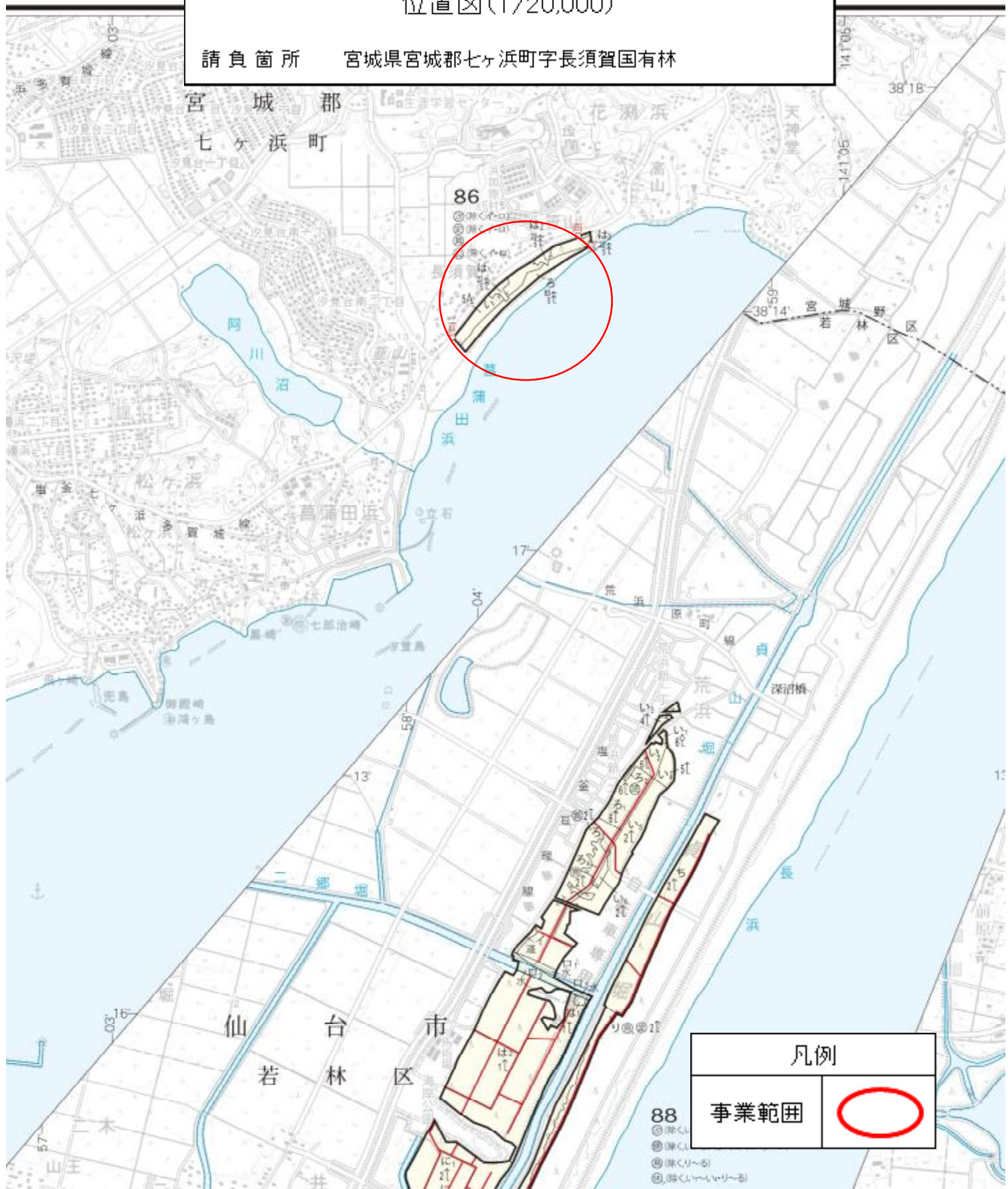


請負箇所 宮城県仙台市泉区上谷刈字丸田山国有林外



令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

請負箇所 宮城県宮城郡七ヶ浜町字長須賀国有林



令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/20,000)

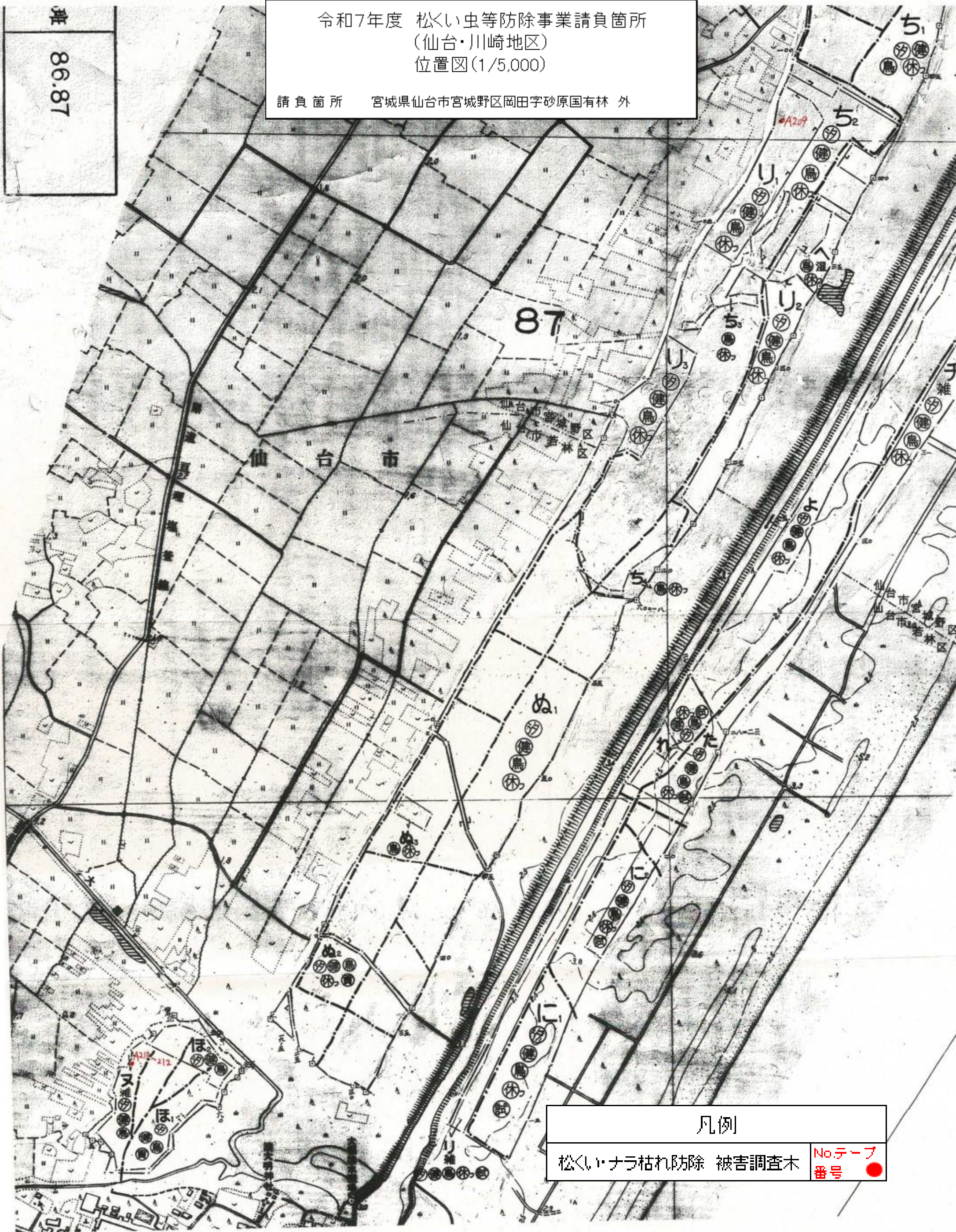
請負箇所 宮城県仙台市宮城野区岡田字砂原国有林 外



班 86.87

令和7年度 松くい虫等防除事業請負箇所
(仙台・川崎地区)
位置図(1/5,000)

請負箇所 宮城県仙台市宮城野区岡田字砂原国有林 外



凡例

松くいナラ枯れ防除 被害調査木	No.テープ 番号
	●